

緊急消防援助隊岐阜県大隊応援等実施計画

第 1 章 総則

(目的)

第 1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 39 条の規定に基づき、緊急消防援助隊岐阜県大隊、岐阜県統合機動部隊、岐阜市消防本部 N B C 災害即応部隊、岐阜県土砂・風水害機動支援部隊（以下「岐阜県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、岐阜県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 代表消防機関は、岐阜市消防本部とする。

2 代表消防機関代行は、大垣消防組合消防本部及び可茂消防事務組合消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については、別表 1 のとおりとする。

※別表 1 緊急消防援助隊に関する用語の定義

第 2 章 岐阜県大隊等の編成

(ブロック区分)

第 3 岐阜県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表 2 のとおりブロック分けするものとする。

2 各ブロックにブロック幹事消防本部を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 出動に係る連絡及び調整

(2) 後方支援活動に関する連絡及び調整

(3) その他必要な事項

※別表 2 緊急消防援助隊岐阜県ブロック構成

(連絡体制等)

第 4 応援等出動に係る連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防本部等関係機関の連絡先は、別表 3 のとおりとする。

(2) 要請等から出動時における連絡（確認含む。）系統は、別表 4 のとおりとする。

(3) 連絡方法は、定めのある場合を除き電話（災害時優先通信）及び電子メールとし、必要に応じ F A X によるものとする。ただし、電話断絶時には、岐阜県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

※別表 3 関係機関連絡先

※別表 4 緊急消防援助隊岐阜県連絡・確認系統図

(岐阜県大隊等の編成)

第 5 岐阜県の登録部隊は、別表 5 のとおりとする。

2 災害における岐阜県大隊の編成は、別表 7-1、別表 7-2 のとおりとし、災害のうち土砂・風水害における編成は、別表 7-3 のとおり編成するものとする。

(1) 第一次編成陸上隊の編成

出動対象災害が発生後、基本計画に基づき出動準備をする隊並びに要請要綱第 7 章に定める迅速出動に基づき直ちに出勤する隊として、緊急消防援助隊岐阜県大隊編成表（別表 7-1、別表 7-2、別表 7-3）により編成するものとする。

(2) 第二次編成陸上隊の編成

自己管轄内における消防力確保のために必要な職員の参集状況等により、別表 7-1、別表 7-2 における第二次編成陸上隊で編成するものとする。

(3) 第三次編成陸上隊の編成

国が示す、緊急消防援助隊の登録の考え方における、内閣総理大臣が「災害緊急事態」の布告を発する極めて甚大な被害（「国家的な非常災害」）が発生した場合、第一次及び第二次編成陸上隊が全て出勤し、被災地において活動中に、二次災害等による不測の事態が発生した場合又は応援出勤しなければ直接的、間接的に自らの県（市）に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合に、別表 7-1、別表 7-2 における第三次編成陸上隊で編成するものとする。

3 大隊は、県単位とし、岐阜県大隊と呼称するものとする。なお、岐阜県大隊長は代表消防機関の岐阜市消防本部の職員をもって充てるものとし、岐阜県大隊副隊長は、代表消防機関代行の大垣消防組合消防本部の職員及び可茂消防事務組合消防本部の職員をもって充てるものとする。

4 中隊は、原則としてブロック単位又は消火、救助等の任務単位で編成し、「〇〇ブロック中隊（又は消火中隊等）」と呼称するものとする。なお、中隊長は消防司令以上とし、原則としてブロック幹事消防本部の職員をもって充てるものとする。ただし、後方支援中隊の中隊長は原則として代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

5 前項の中隊長は、副隊長が兼ねることができるものとする。

6 小隊は、各車両単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼び出し呼称）」と呼称するものとする。なお、小隊長は車両の隊長をもって充てるものとする。

7 統合機動部隊は、別表 8 のとおり編成し、岐阜県統合機動部隊と呼称するものとする。なお、岐阜県統合機動部隊長は代表消防機関の職員をもって充てるものとし、原則として岐阜県大隊長と兼ねることとする。

8 N B C 災害即応部隊は、別表 9 のとおり編成し、岐阜市消防本部 N B C 災害即応部隊と呼称するものとする。

9 土砂・風水害機動支援部隊は、別表 10 のとおり編成し、岐阜県土砂・風水害機動支援部隊と呼称するものとする。なお、岐阜県土砂・風水害機動支援部隊長は代表消防

機関の職員をもって充てるものとし、原則として岐阜県大隊長と兼ねることとする。

※別表 5 緊急消防援助隊岐阜県大隊登録状況

※別表 7－1 緊急消防援助隊岐阜県大隊編成表

※別表 7－2 緊急消防援助隊岐阜県大隊編成表（本部別）

※別表 7－3 緊急消防援助隊岐阜県大隊編成表（本部別）【土砂・風水害】

※別表 8 岐阜県統合機動部隊編成表

※別表 9 岐阜市消防本部NBC災害即応部隊編成表

※別表 10 岐阜県土砂・風水害機動支援部隊編成表

（指揮体制等）

第 6 岐阜県大隊等の指揮体制は、別表 6 のとおりとする。

2 岐阜県大隊長は、岐阜県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、岐阜県大隊の活動の指揮を行うものとする。

3 岐阜県統合機動部隊長は、岐阜県大隊が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

4 岐阜県大隊副隊長は、岐阜県大隊長を補佐するとともに、岐阜県大隊長が先遣で出動する場合、もしくは不在の場合には、その任務を代行するものとする。なお、代行順位は別表 7－1 の指揮隊の順位とする。

5 岐阜市消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 岐阜県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 中隊長は、岐阜県大隊長の管理の下で、小隊の活動を指揮するものとする。

8 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を指揮するものとする。

※別表 6 緊急消防援助隊岐阜県大隊等指揮体制

※別表 7－1 緊急消防援助隊岐阜県大隊編成表

（編成順位等）

第 7 消防庁長官から、岐阜県大隊として必要な中隊又は小隊数の指定があった場合は、原則として別表 7－1 の順序により編成するものとする。

※別表 7－1 緊急消防援助隊岐阜県大隊編成表

第 3 章 岐阜県大隊等の出動

（出動準備及び出動可能隊数の報告）

第 8 要請要綱別表 A－1 及び A－2 に定める災害が発生し、岐阜県に属する緊急消防

援助隊が出動準備を行う対象となっている場合、各消防本部は、直ちに代表消防機関及びブロック幹事消防本部に対して「要請要綱別記様式２－２」により電子メールにて出動可能隊数の報告を行うものとする。

- 2 代表消防機関は、出動可能隊数を取りまとめ、「要請要綱別記様式２－２」により岐阜県に対して報告を行うものとし、岐阜県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して「要請要綱別記様式２－２」により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 3 岐阜県は、消防庁から「要請要綱別記様式２－１」により出動準備を求められた場合は、直ちに代表消防機関に対して、各消防本部の出動可能隊数の報告及び出動準備を求めるものとする。この場合、代表消防機関は各消防本部に対し、「様式１」により電子メールにて通知するものとし、通知した旨をブロック幹事消防本部に電話連絡し、ブロック幹事消防本部はブロック内消防本部に電話連絡するものとする。
- 4 前項の通知を受けた各消防本部は、直ちに「出動準備」を行うとともに、第２項の出動可能隊数の報告を行っていない場合は直ちに代表消防機関及びブロック幹事消防本部に対して「要請要綱別記様式２－２」により電子メールにて出動可能隊数の報告を行うものとする。代表消防機関は、各消防本部の出動可能隊数を取りまとめ、「要請要綱別記様式２－２」により岐阜県に報告するものとし、岐阜県は、速やかに消防庁に対して「要請要綱別記様式２－２」を緊急消防援助隊動態情報システムの「出動情報管理」機能からアップロードし、出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 5 岐阜県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。
- 6 ブロック幹事消防本部は、当該ブロック内において第一次編成陸上隊の消防隊等が車両整備等で出動不能な場合は、原則、当該消防隊等に代わる隊を当該ブロック内の第二次編成陸上隊のうちで調整するものとする。
- 7 出動可能な各消防本部は、出動隊員が決定次第、「様式２」をPDFファイル形式により電子メールにて代表消防機関及びブロック幹事消防本部に報告するものとし、代表消防機関は取りまとめて、岐阜県に対して報告するものとする。
- 8 岐阜県は、消防庁から出動準備の解除の連絡があった場合は、解除連絡を「様式３」により各消防本部へ電子メールで連絡するものとする。

※要請要綱別記様式２－１ 出動可能隊数報告及び出動準備依頼

※要請要綱別記様式２－２ 出動可能隊数・出動隊数の報告

※様式１ 緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告及び準備の求め

※様式２ 緊急消防援助隊の出動隊及び隊員名簿等の報告

※様式３ 緊急消防援助隊の出動準備の解除

(岐阜県大隊等の出動)

- 第９ 岐阜県知事は、消防庁長官から「要請要綱別記様式３－１」により出動の求め又は指示を受けた場合は、直ちに代表消防機関に対して緊急消防援助隊の出動の求め又は

は指示を行うものとする。この場合、代表消防機関は出動隊、集結場所等を決定し、各消防本部に対し「様式 4」により電子メールにて連絡するものとする。

- 2 代表消防機関は、消防庁から要請があった隊又は隊数が出動可能隊数と異なる場合は、編成順位等に基づき、ブロック幹事消防本部と出動隊の調整を行うものとする。
- 3 各消防本部は、第 1 項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、代表消防機関及びブロック幹事消防本部に対して「要請要綱別記様式 2-2」により電子メールにて出動隊数を報告するものとする。
- 4 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、「要請要綱別記様式 2-2」により岐阜県に対して報告するものとする。
- 5 岐阜県は、代表消防機関からの報告を受けた場合は、直ちに消防庁に対して「要請要綱別記様式 2-2」を緊急消防援助隊動態情報システムの「出動情報管理」機能からアップロードして出動隊数を報告するものとする。
- 6 岐阜県大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、おおむね 1 時間以内に岐阜県統合機動部隊を出動させるとともに、後続する岐阜県大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、岐阜県大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。

また、岐阜県大隊長は発生した災害の態様に応じて、救助小隊、特殊装備小隊等を統合機動部隊の再編成又は増隊して出動させることができるものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
 - (2) 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
 - (4) 被災地における通信の確保に関すること。
 - (5) 初期消火、救助及び救急活動に関すること。
 - (6) 航空消防活動の支援に関すること。
 - (7) 宿営場所の設営に関すること。
- 7 出動要請を受けた各消防本部は、速やかに消防隊等を出動させるものとし、集結時間の短縮を図るため、ブロックで集結することなく消防本部単位で集結場所まで移動するものとする。
 - 8 岐阜県大隊長は、岐阜県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性（走行速度等を考慮）に応じた出動を指示するものとする。この場合、被災地へはこの編成で向かうこととし、被災地において最終集結するものとする。

※要請要綱別記様式 3-1 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

※要請要綱別記様式 2-2 出動可能隊数・出動隊数の報告

※様式 4 緊急消防援助隊出動隊及び集結連絡

- 9 活動中の都道府県大隊と交替のため出動する場合は、次のとおりとする。
- (1) 岐阜県大隊長の属する岐阜県大隊指揮隊は、都道府県大隊間がスムーズに引継ぎを行い、活動が滞ることのないよう、原則として岐阜県大隊本隊より 1 日前に災害

現場へ出動する。

- (2) 岐阜県大隊指揮隊は、1日分の食料等の後方支援資機材を持参して出動するものとする。

(迅速出動)

第10 迅速出動に該当する事案が発生した場合（要請要綱別表A-1及びA-2）、岐阜県は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部との情報共有に努めるものとする。

- 2 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、代表消防機関及びブロック幹事消防本部に対して「要請要綱別記様式2-2」により電子メールにて出動可能隊数の報告を行うものとする。なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。

- 3 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、「要請要綱別記様式2-2」により岐阜県に対して報告するものとする。

- 4 岐阜県は、代表消防機関からの報告を受けた場合は、直ちに消防庁に対して「要請要綱別記様式2-2」を緊急消防援助隊動態情報システムの「出動情報管理」機能からアップロードして出動隊数を報告するものとする。

- 5 岐阜県知事は、消防庁長官から「要請要綱別記様式3-4」により迅速出動の求め又は指示を受けた場合は、直ちに代表消防機関に対して緊急消防援助隊の迅速出動の求め又は指示を行うものとする。この場合、代表消防機関は各消防本部に対し「様式5」により電子メールにて連絡するものとする。

- 6 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合、第2項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 岐阜県統合機動部隊は、長官の求め又は指示後、おおむね1時間以内に出動するものとする。

- (2) 第一次編成陸上隊は、岐阜県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。

- 7 迅速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、第2項に定めるもののほか、岐阜県統合機動部隊は、長官の求め又は指示後、おおむね1時間以内に出動するものとする。

- 8 各消防本部は、出動隊員が決定次第、「様式2」をPDFファイル形式により電子メールにて代表消防機関及びブロック幹事消防本部に報告するものとし、代表消防機関は取りまとめて、岐阜県に対して報告するものとする。

- 9 各消防本部は、集結時間等を勘案し、早急に出動する必要があると判断した場合は、出動の求め又は指示を待つことなく出動するものとする。

※要請要綱別記様式2-2 出動可能隊数・出動隊数の報告

※要請要綱別記様式3-4 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示（迅速）

※様式2 緊急消防援助隊の出動隊及び隊員名簿等の報告

※様式 5 緊急消防援助隊出動隊及び集結連絡（迅速出動）

（集結場所等）

第 11 岐阜県大隊が出動する応援先都道府県別集結場所は、別表 11 のとおりとする。

※別表 11 岐阜県大隊の出動対象都道府県等一覧

（適用除外）

第 12 次の場合は、第 9 の規定に関わらず出動を留保し、次により対応するものとする。

（1）岐阜県内で震度 5 弱以上を観測した場合

ア 各消防本部は、被害状況を調査のうえ、他の消防本部の応援の要否についてブロック幹事消防本部に報告するものとする。

イ ブロック幹事消防本部は、他消防本部の応援が必要な場合には、岐阜県及び代表消防機関へ報告するものとする。

ウ 岐阜県は、報告内容から緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、緊急消防援助隊の迅速出動の中止連絡を「様式 6」により各消防本部へ連絡するとともに、消防庁へ速やかに報告するものとする。

（2）区分Ⅰ及び区分Ⅱで震央が海域の場合又は震央が無人島等で明らかに人的・住家被害等がないと認められる場合

全登録部隊は、出動準備を行い待機し、岐阜県は、「様式 6」により各消防本部へ連絡するものとする。なお、消防庁長官からの出動準備の解除又は出動の中止連絡を受けた場合には、解除連絡を「様式 3」により各消防本部へ連絡するものとする。

（3）各消防本部は、自隊が既に出動している場合には、迅速出動が中止になった旨を隊に連絡するとともに、連絡結果を代表消防機関に連絡するものとする。

※様式 3 緊急消防援助隊の出動準備の解除

※様式 6 緊急消防援助隊の迅速出動の中止等

（各隊の携行資機材等）

第 13 出動時における各隊の携行資機材等は、次のとおりとする。

（1）各隊の任務を遂行する上において必要な資機材（第 1 次編成部隊が出動する際に携行する資機材は「別表 12」とし、ほかに必要な資機材が発生した場合は、第 28 に規定する後方支援本部が、「別表 13」に示す各消防本部が保有する資器材をもとに調整する）

（2）県隊旗・県指揮隊旗（代表消防機関）・部隊旗（その他の消防本部）

（3）緊急消防援助隊車両表示マグネットシート（前面・両側面）

（4）公務従事車両証明書

（5）携帯無線機（統制波 1 ch・2 ch・3 ch、防災相互波及び主運用波を実装）・衛星携帯電話（各消防本部が保有している場合）

（6）緊急消防援助隊動態情報システム可搬型端末器（岐阜県大隊指揮隊）

- (7) 飲料水、着替え等の個人資機材（原則として、72 時間程度の活動を考慮する。）
- (8) 岐阜県大隊で保有する初動 3 日間程度の食糧、飲料水にあつては、代表消防機関が持参するが、副食にあつては、各ブロックで持参するものとする。なお、4 日目以降の食糧、飲料水については、後方支援本部が、岐阜県、ブロック幹事消防本部等と調整し、その結果を後方支援中隊長に連絡するものとする。
- (9) 現金、予備燃料、給油カード等その他応援活動に必要なもの

（高速自動車国道等の通行）

第 14 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第 39 条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 被災地からの帰署途上等の緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに「公務従事車両証明書」に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時及び車両登録番号を記入し提出するものとする。
- (3) 名刺を提出した場合、後日、岐阜県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。
- (4) 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

（集結場所への集結完了）

第 15 各小隊長は、集結場所到着後に「様式 2」の写しを岐阜県大隊長等又はブロック中隊長に提出し、集結完了報告するものとする。なお、交通渋滞等により集結場所に集結不能又は大幅に遅延する場合は、その旨を岐阜県大隊長等又はブロック中隊長に主運用波にて報告するものとする。

- 2 岐阜県大隊長、岐阜県統合機動部隊長、岐阜県土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
- 3 後方支援本部は、前項の内容について岐阜県に対して報告するものとする。
- 4 N B C 災害即応部隊は集結場所に集結せず、直接、進出拠点に出動すること。

※様式 2 緊急消防援助隊の出動隊及び隊員名簿等の報告

（進出拠点への進出）

第 16 岐阜県は、消防庁から進出拠点の決定の通知を受けたら、直ちに後方支援本部を通じ、岐阜県大隊等に連絡するものとする。

- 2 岐阜県大隊長等は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。

- 3 被害状況等により出動途上に出場ルート及び進出拠点を変更する場合は、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 4 岐阜県大隊長等又はブロック中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
- (1) 被災地の被害概要
 - (2) 岐阜県大隊等の活動地域及び任務
 - (3) 岐阜県大隊等の進出拠点及び出動ルート
 - (4) 活動方針
 - (5) 各小隊の資機材、燃料の確認
 - (6) その他必要な事項
- 5 岐阜県大隊の集結場所から進出拠点までの車両運行は、一体で移動することを原則とするが、岐阜県大隊が被災地へ迅速に到着するため必要があるときは、岐阜県大隊長等はブロック中隊等に区別し移動させるものとする。

(情報共有)

- 第 17 被災地へ出動する岐阜県大隊等は、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。特に、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

- 第 18 岐阜県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。
- 2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、岐阜県大隊長等（NBC災害即応部隊は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により岐阜県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

- 第 19 岐阜県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。
- (1) 災害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 岐阜県大隊本部の設置場所
 - (5) 安全管理に関する体制

- (6) 使用無線系統
- (7) 地理及び水利の状況
- (8) その他活動上必要な事項

- 2 岐阜県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する岐阜県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が岐阜県大隊長の職務に就くものとする。なお、この際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。
- 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する岐阜県大隊が被災地に到着後は、岐阜県大隊に帰属し、岐阜県大隊長の指揮の下、岐阜県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(岐阜県大隊本部の設置)

- 第20 岐阜県大隊長は、岐阜県大隊長を本部長とする岐阜県大隊本部を設置するものとする。
- 2 岐阜県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 岐阜県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 岐阜県大隊長は、被害状況及び岐阜県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

(現地合同調整所の設置)

- 第21 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、次に掲げる順位により隊長を指名し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について関係機関との情報共有及び活動調整、相互協力を行わせるものとする。
- (1) 第1順位 岐阜県大隊長
- (2) 第2順位 統合機動部隊長
- (3) 第3順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

(活動時における無線通信運用)

- 第22 活動時の無線通信運用体制は、下表のとおりとする。

＜下表：無線運用体制＞

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 岐阜県大隊本部	統制波 1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから使用波を指定する。

岐阜県各隊間	主運用波 4	【無線統制】岐阜県大隊長 ※同一の主運用波を使用する応援都道府県大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	活動波 トランシーバー 署活動用無線※	※署活動用無線については、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

- 2 航空隊の使用波については、陸上隊との情報共有を図るため、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて、指揮支援部隊長が使用波を指定するものとする。
- 3 統制波の運用に際し輻輳が確認され、指揮支援部隊長の指示により無線統制がされた場合は、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次の場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみを送信するものとする。
 - (1) 応援要請を行う場合
 - (2) 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - (3) 新たな災害が発生した場合
 - (4) 調整本部又は指揮支援隊からの特命について報告する場合
 - (5) その他岐阜県大隊長が必要と認めた場合
- 4 無線通信は、必要最小限にとどめるものとする。
- 5 無線交信の際には、電波法に基づき許可を受けた無線呼出し名称の後に「〇〇隊長」等相手方が認識できる名称を付するものとする。なお、各消防本部が独自に使用している無線用語等は使用しないものとする。

(各隊の保有資機材等)

第 23 後方支援小隊の保有資機材は、別表 13 のとおりとする。

- 2 各消防本部の保有資機材は、別表 12、14、15 のとおりとする。

※別表 12 各本部準備資機材一覧

※別表 13 各本部保有資機材一覧

※別表 14 水難救助資機材（各本部保有資機材一覧）

※別表 15 エアーテント等詳細

(活動報告等)

第 24 岐阜県大隊長等は、指揮支援隊長と調整のうえ、活動管理及び後方支援体制の方針を決定して、岐阜県大隊に周知するものとする。

- 2 岐阜県大隊長等は、指揮支援本部長に対して「運用要綱別記様式 2」により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。
- 3 岐阜県大隊長は、法第 44 条又は第 44 条の 3 の規定に基づく部隊移動の要請があった場合には、都道府県又は市町村をまたぐ隊の移動を実施するとともに、移動先及び隊数について後方支援本部に報告するものとする。

- 4 岐阜県大隊長等は、活動時系列等を作成するとともに、適宜、後方支援本部に報告するものとする。

※運用要綱別記様式2 緊急消防援助隊活動報告（日報）

（後方支援中隊の活動）

- 第 25 後方支援中隊長は、岐阜県大隊等が被災地にて円滑かつ安全に活動ができるよう、後方支援中隊を指揮して、次に掲げる活動を実施するものとする。

(1) 宿泊場所の設置、維持管理等に関すること

- ア テント（宿泊用）の設営・維持管理
- イ 炊事場所、トイレ等の生活場所の確保・維持管理
- ウ 炊事活動
- エ 衛生活動（入浴、清掃、ごみ処理、デコンタミネーション）
- オ 活動拠点の警備

(2) 物資（不足する消耗品、活動上必要な資機材等）の調達

- ア 後方支援本部及び各関係機関への物資の要請
- イ 燃料、食糧、飲料水等不足する必要物資の現地調達
- ウ 現地消防本部等との連絡調整による給油事業所等の確保

(3) 車両、後方支援にかかる物資及び資機材等の保守管理

(4) 岐阜県大隊等活動状況の記録（必要に応じ、後方支援本部等への情報提供）

- ア カメラ、ビデオ等の撮影
- イ 岐阜県大隊指揮隊が作成する活動時系列等の作成補助
- ウ 各隊の高速自動車国道使用状況の集約
- エ 燃料補給車による燃料補給記録

（派遣期間）

- 第 26 派遣期間及び隊の交替の決定は、現地活動（移動時間を除く。）3日間程度を基本とし、災害の状況により後方支援本部が、ブロック幹事消防本部と調整し決定するものとする。

（引継ぎ）

- 第 27 岐阜県大隊長等が交替するときは、岐阜県大隊の活動が滞ることが無いよう、これまでの活動状況、活動方針、資機材の異常の有無・隊員の負傷の有無などを確実に引継ぐとともに、岐阜県大隊長等が交替する旨、指揮支援隊長に報告するものとする。

第5章 後方支援活動

（後方支援本部の設置）

- 第 28 岐阜県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものと

する。

- 2 後方支援本部長は、代表消防機関の消防長をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、岐阜県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、岐阜県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、都道府県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - (2) 岐阜県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - (3) 岐阜県大隊等の活動記録の集約
 - (4) 各消防本部に対する岐阜県大隊等の活動状況に関する情報提供
 - (5) 岐阜県大隊等に対する災害に関する情報提供
 - (6) 必要な資機材等の手配及び提供
 - (7) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - (8) 後方支援に関し、岐阜県、ブロック幹事消防本部との調整
 - (9) その他必要な事項
- 6 後方支援本部は、出動隊が全て帰署し、岐阜県に報告を完了した時点をもって解散するものとする。

（相互協力）

第 29 岐阜県及び各消防本部は、岐阜県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、県職員の派遣、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

第 6 章 活動終了

（岐阜県大隊等の引揚げ）

- 第 30 岐阜県大隊長は、指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。
- 2 岐阜県大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げらるものとする。
 - (1) 岐阜県大隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
 - (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項

(帰隊式)

第 31 後方支援本部は、岐阜県大隊等が被災地から帰署（交替による帰署を含む。）する連絡を受けた場合は、帰隊式を行う適切な場所を選定するとともに、各消防本部の消防長の内から報告受領者を決定するものとする。

2 帰隊式の連絡を受けた岐阜県大隊長は、帰隊式の会場等を各小隊に周知するものとする。

3 帰隊式の隊列はブロック毎とし、岐阜県大隊長が帰隊報告するものとする。

(帰署報告)

第 32 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署後、後方支援本部及びブロック幹事消防本部に対して、次に掲げる事項について速やかに報告（様式は任意）するものとする。

(1) 消防本部名

(2) 出動車両名、台数、人員

(3) 帰署時間

(4) 異常の有無

2 後方支援本部は、各消防本部からの報告を取りまとめ、岐阜県に報告するものとし、岐阜県は、その結果を速やかに消防庁に対し報告するものとする。

第 7 章 活動報告等

(活動結果報告)

第 33 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署後、速やかに代表消防機関に対して「要請要綱別記様式 5」により、活動報告を行うものとし、代表消防機関は取りまとめて岐阜県に報告するものとする。

2 岐阜県は、消防庁及び受援都道府県に対して「要請要綱別記様式 5」により、速やかに岐阜県大隊の活動報告を行うものとする。

※要請要綱別記様式 5 緊急消防援助隊活動報告書

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

第 34 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署後 5 日以内に、代表消防機関に対して高速自動車国道の通過状況を報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。

2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、岐阜県大隊の最終小隊等帰署後 7 日以内に、岐阜県及び消防庁に対して報告を行うものとする。

第8章 その他

(負担金、交付金の申請等)

第 35 緊急消防援助隊の活動に要した経費については、次に掲げる経費負担制度があるため、出動した小隊の所属消防本部は、活動記録や証拠書類等を整備するとともに、負担金の交付申請など必要な手続きを行うものとする。

(1) 消防庁長官の指示による出動

緊急消防援助隊として出動した消防本部は、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」(平成 16 年 4 月 9 日付け消防震第 23 号)の規定に基づき、国に負担金の交付申請を行うものとする。

(2) 消防庁長官の求めによる出動

緊急消防援助隊として出動した消防本部は、「一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」の規定に基づき、交付金の交付を受けることができる。なお、申請については、災害が発生した市町村が行うものとする。

(航空部隊の応援等)

第 36 航空部隊に係る応援等については、岐阜県が別に定めるものとする。

(消防本部等における事前準備)

第 37 各消防本部は、岐阜県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 岐阜県及び代表消防機関は、後方支援体制を構築するため、野営資機材、食糧等の整備について、各ブロック幹事消防本部との事前調整に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 24 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 25 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 28 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 30 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。